

健康維持・管理等の家庭常備品の申し込みを開始します

毎年度実施しています健康維持・管理等の家庭常備品の配付の申し込みを開始します。

申し込み方法は、所定の申込用紙による委託事業者への直接の申し込みとなります。**配付対象となる組合員は組合報第222号に商品リーフレットと申込書を同封しています。**

申し込みをされた組合員には、健康増進のため歯ブラシ1本、歯磨き粉（クリーム）及びトイレットペーパーを贈呈します。なお、後期高齢組合員の方は歯ブラシ、歯磨き粉（クリーム）及びトイレットペーパーの贈呈はありません。

委託事業者（販売会社）

株式会社 アーテム

問い合わせ電話 03-6659-5705

斡旋概要

- 対象者** 令和7年9月2日現在当組合の組合員で、配付時（令和7年12月以降）も当組合に在籍している組合員の方で次の要件を満たす方です。
 - ①令和7年3月31日に39歳以下の組合員の方
全員に申込書を同封します。
 - ②令和7年3月31日に40歳以上の組合員の方
令和6年度に当組合が実施した①特定健康診査、②一般健康診断（個別）、③一般健康診断（集合）、④人間ドック（脳ドックを含む）のいずれかを受診した方。②又は④の場合は補助申請をされた組合員の方。
ただし、令和6年度に**組合員とその家族の方（令和7年3月31日に40歳以上の被保険者）全員が上記の健康診断を受診していないと配付対象となりません。後期高齢組合員の家族も同様に受診が必要です。**
また、健康診断の結果、特定保健指導を辞退された方は配付対象外となります。
- 申込方法** 上記1に**該当する組合員の方**は本号に同封した「申込書」により希望する品目を選択してください。希望する商品は同封のリーフレットから選定し、総金額が3,000円以内としてください。
申し込みは、同封の申込用紙を点線に沿って切り取り、組み立てて封筒状にした「申込書」を委託事業者にお送りください。
なお、**対象者に該当しない組合員の方にはリーフレット及び「申込書」は同封していません。**
- 金額等** 申込金額が3,000円を超える場合、申込者に問い合わせ等は行なわず委託事業者が3,000円以内となるように調整しますのでご了承ください。
- 締切日** **令和7年10月31日（金）（消印有効）**
- 配付時期** 令和7年12月以降に委託事業者から宅配便等でお送りします。
- 留意事項** ①申込書の一覧に記載されている商品は、総額で3,000円以内ならばいくつ申し込まれても結構です。
申し込みをしなかった組合員には配付しません。
②申し込みの際は、申込用紙に記載してある記号番号・氏名・郵便番号・電話番号をご確認ください。

③送付先は、当組合に申請している住所（申込書に記載してある住所）となります。なお、宛先等を修正しても印字してある住所に送付しますのでご注意ください。

7 贈呈品 申込者に対する贈呈品は次の4個となります。



歯ブラシ



歯磨き粉



トイレットペーパー
(特定健診を受けましょう)



トイレットペーパー
(トイレで10歳若返る!)

※入荷の状況によっては写真と異なる場合がありますのでご了承ください。

- 8 その他
- ①対象者に該当するのに申込用紙が同封されていなかった場合は、組合事務室までご連絡ください。
 - ②特定健康診査（特定健診）の受診者の方は結果が組合に届くまでに時間がかかる場合があります。これまでの例では受診から1年以上経過してから組合に健診結果が届いたこともありました。特定健康診査（特定健診）を受診されていても申込書が入っていなかった組合員の方は組合事務室までご連絡ください。健康診断の受診が確認でき次第申込用紙をお送りします。
 - ③令和7年12月末までに申し込み品が届いていない場合は組合事務室までご連絡ください。